

令和7年1月

事前説明会資料

(道路交通法上の制限)

～市長選挙用～
(確認団体制度あり)

長崎県警察

第1 はじめに

本資料は、令和7年〇月〇日に投票予定の西海市長選挙における、道路交通法上の制限について説明したものです。

立候補予定の皆様等におかれましては、本資料を活用いただき、設備外積載許可の手続に遗漏のないようにしていただくとともに、道路交通法上の制限を十分熟知していただき、交通違反や交通事故がないようにお願いします。

第2 設備外積載許可について

1 設備外積載許可申請について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用自動車又は確認団体が使用する政治活動用自動車（以下「選挙カー」という。）が積載のために設備された場所以外（天井部等）に、選挙用看板等を取り付けて道路を運行する場合は、あらかじめ出発地を管轄する警察署長に対する「設備外積載許可」の申請が必要になります。

【根拠法規】

道路交通法第56条第1項

同法施行規則第8条第1項

2 設備外積載許可申請の手続について

(1) 「設備外積載許可申請書」の取得

最寄りの警察署（交通課又は地域交通課窓口）又は県警HPで申請用紙を取得してください。

(2) 「設備外積載許可申請書」の提出・受領

看板等を取り付けて運行する前に、別添1「設備外積載許可申請書の記載要領」を参照し、設備外積載許可申請書に必要事項を記載の上、2通準備し、

- ・ 自動車検査証又は自動車検査証の写し
- ・ 運転者一覧表2通（氏名、免許の種類、免許証番号を記載、運転免許証の写しでも可能、申請者以外に運転者がいない場合は不要）
- ・ 車両概要図（積載状況が分かる図面）※別添2「車両概要図記載要領」参照
積載状況が分かる写真に寸法を記入したものでも可能です。

を持参の上、出発地を管轄する警察署（交通課又は地域交通課）へ提出してください。

許可申請の受付時間は、原則、平日の午前9時から午後0時までの間及び午後1時から午後4時までの間となっております。（受付時間以外に申請の必要がある方は、事前に出発地を管轄する警察署に御連絡ください。）

なお、選挙運動期間にかかわらず書類審査により申請を受け付け、許可証を交付しておりますので、早めの申請をお願いします。

※ 設置する方法によっては、設備外積載許可の申請が不要な場合があります。

申請の可否については、使用する車両に設置した状態の図面やデジカメ写真を持参の上、出発地を管轄する警察署にお尋ねください。

【注意事項】

① 出発地・目的地等について

出発地とは、選挙カーに看板等を取付け後に選挙カーが出発する場所のことであり、目的地とは、選挙カーから看板を取り外す場所のことです。(場所が同一となる場合もあります。)

② 経由地について

経由地については、長崎県内一円等の包括的記載で構いません。

③ 積載できる物件の規格について

設備外に積載できる看板等の規格は

- ・高さ 車体の高さを含む3.8メートル以内

- ・幅 自動車検査証に記載してある、車体の幅にその幅の10分の2を加えた範囲内

※ 車両の幅が2メートルの場合は、2メートルに40センチを加えた2メートル40センチ以内になります。

- ・長さ 自動車検査証に記載してある、車体の長さに、その長さの10分の2を加えた範囲内

になります。

④ 積載方法の制限について

自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さまで

自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅まで

ただし、

- 積載する看板については、公職選挙法上の規格(273×73センチメートル)を超えることはできません。

- 選挙運動期間前(告示日の前日)までは、看板等には目張りを施すなど外に見えないようにしておく必要があります。

※ 詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

ので御注意ください。

⑤ 看板を照射する灯火設備について

選挙カーの看板を照らすための電球やLEDなどの灯火を取り付ける場合は、道路運送車両法による制限がありますので、主管官庁である運輸支局にお問い合わせください。

⑥ 代替車、予備車について

代替車、予備車であっても、選挙カーの屋根に看板等を積載する場合は、前記同様の要領で、別途「設備外積載許可」の申請が必要です。

第3 選挙運動中における道路交通法上の制限について

1 駐車禁止場所について

選挙カーで、街頭演説に使用中の車両であっても、次に示しています場所では、道路交通法の適用を受け、違反となり駐車（停車禁止場所は停車も含みます。）できません。

① 歩道及び路側帯（駐停車禁止路側帯、歩行者専用路側帯）内

※選挙運動期間中によく認められる行為が歩道駐車です。

（指導警告又は検挙措置の対象となります。）

② 指定駐・停車禁止場所

③ 法定駐・停車禁止場所

- ・ 交差点及びその側端から5メートル以内の部分
- ・ 横断歩道又は自転車横断帯及びその前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- ・ 踏切及びその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- ・ 軌道敷内
- ・ 坂の頂上付近
- ・ 勾配の急な坂
- ・ トンネル
- ・ 道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- ・ 安全地帯の左側の部分及びその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- ・ バス停の標示柱の位置から10メートル以内の部分

④ 法定駐車禁止場所

- ・ 車庫、修理工場などの自動車用出入口から3メートル以内の部分
- ・ 道路工事区域の側端から5メートル以内の部分
- ・ 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の側端又はその出入口から5メートル以内の部分
- ・ 消火栓、指定消防水利の標識の位置、消防用防火水槽の吸水口・吸管投入孔から5メートル以内の部分
- ・ 火災報知機から1メートル以内の部分

ただし、長崎県道路交通法施行細則第8条より、選挙カーで街頭演説又は街頭政談演説に使用中の車両については、公安委員会が標識等で指定する駐車禁止場所



この標識で駐車を禁止している場所です。

から除外されます。

2 乗車人員について

公職選挙法では、選挙カーへの乗車人数について、

公職の候補者、運転者及び運動員(4人以下)

と記載されていますが、道路交通法上は

自動車検査証に記載されている乗車定員を超えて乗車させることはできま

せん。

ので御注意ください。

3 通行禁止道路の通行について

選挙カーで、街頭演説に使用中の車両は、長崎県道路交通法施行細則第5条により、公安委員会が標識等で指定する

- ① 車両通行止め



- ② 歩行者用道路



の規制及びこれらに関連した指定方向外進行禁止の交通規制から除外されています。

ただし、他の交通（特に歩行者）には細心の注意を払って通行をお願いします。

【注意事項】

- ① 一方通行道路の逆行
 - ② 規制時間中のバスレーン通行
- はできませんので注意してください。

4 シートベルト装着について

選挙カーに選挙運動のため乗車する候補者及び運動員は、道路交通法施行令第26条の3の2第1項第8号、同条第2項第8号により、シートベルト装着義務が免除されますが、運動員でない専従の運転者については、シートベルトは装着しなければなりません。

5 道路における禁止行為について

長崎県道路交通法施行細則第27条第10号により、進行中の車両等からみだりに身体の一部又は物件を突き出すことは禁止されています。

6 看板の掲出場所について

信号機や道路標識等に看板を取り付けないようにお願いします。

7 道路使用許可について

長崎県道路交通法施行細則第28条により、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われる

- ・ 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写その他これらに類する行為をすること（拡声器等の機器を備え付けた車両を停車して行う場合を含む。）。
- ・ 車両等に拡声器、ラジオ受信機等を備え付けて放送しながら通行すること。
- ・ 交通の頻繁な道路に広告、宣伝等の宣伝物、印刷物を散布し、又は交通の頻繁な道路において、通行する者にこれを交付すること。

等については、警察署長の道路使用許可を受ける必要はありません。

※ 選挙運動期間中（告示日から投票日前日まで）